

■【トピックス】
国会議員逮捕！



新年早々から政治家とカネの問題で国会議員が逮捕されるという異常事態が発生しています。

政権は変わりましたが、また政治家とカネの問題ですね。

政治家はいったい何をしているのでしょうか？

何のための政権交代なのか？政治への失望感が広がるばかりです。

「国民のために」と言っていた総理自身が脱税ですから、言わずもがなですが。

■【ビジネス・アイ】
相続放棄

社長 「弟が亡くなったんだけど、ちょっと困っているんだよ」

花野 「それは、ご愁傷様です。それで困りのことはどういったことですか？」

社長 「実は、弟なんだけど、事業に失敗して自己破産の途中でなくなったんだよ」

花野 「債務の免責が決定される前に、ですね」

社長 「そうなんだよ」

花野 「それで、相続人の方はいらっしゃいますか？」

社長 「奥さんと子供がいるんだけど、相続放棄するとかいっていたんだよ」

花野 「そうすると、社長のご両親は他界されていますから、ご遺族が相続放棄されると、ご兄弟が相続人になりますね」

社長 「そのようだね。兄弟といっても債務を負担するつもりはないんだけど、この場合相続放棄できるの？」

花野 「もちろん、できますよ。家庭裁判所に申述することで出来ますよ」

社長 「弁護士に頼まないとまずいかな？」

花野 「そんなことないですよ。だれでも出来ますよ。申述書はダウンロード出来ますし、記入は簡単ですから社長でも出来ます」

社長 「そうなの、本当に大丈夫？」

花野 「社長の戸籍謄本や亡くなった叔父さんの除籍謄本なども取るので、それも含めて司法書士さんにお問い合わせすることも出来ますよ」

■【今月のキーワード】
相続放棄

被相続人が亡くなると相続人は、すべて（債務も含め）を相続するか、一切を引き継がないか、プラスの財産を限度として債務を引き継ぐかを選択しなければなりません。

この場合一切を引き継がないことを、相続放棄といいます。相続放棄は、自分が相続人になったことを知ったときから、3ヶ月以内に行う必要があります。手続は家庭裁判所に申述書を提出すればOKです。ただ、提出は本人か、本人の代理人の弁護士に限られます。

■【今月の1冊】
『トラブルにならない 社員の正しい辞めさせ方 給料の下げ方』

井寄 奈美 著

日本実業出版社

¥1500

長引く不景気も企業の体力を蝕み限界に近づいています。社員のリストラも行われています。

しかし、正しい方法でリストラを行わないと将来に大きな禍根を残します。

「解雇の作法」を身に付けるために、この時代の経営者、必携の1冊です。



■【編集後記】

地球温暖化といわれて久しいですが、昨年末から厳しい寒さが続きます。暖冬という当初の予想は、どこへいったのでしょうか？

春は待ち遠しいですが、花粉症の季節と思うと気が重いです。

『NEWS LETTER』 vol. 35（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2010.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>